

令和3年7月1日から的大雨により被災した 河川・道路等の迅速な復旧を支援 ～災害査定を効率化します～

令和3年7月1日から的大雨により多くの公共土木施設が被災しています。このため、災害復旧事業の災害査定について、被害件数が多い地方公共団体において、被災現場に赴かずに書面により査定を行う対象を拡げること等により、災害査定を効率化します。これにより、地方公共団体の災害査定の迅速化を図ります。

<対象区域>

神奈川県、静岡県、愛知県

※ 上記の対象区域は、7月9日現在の調査結果に基づく被害報告によるものであり、今後の調査結果により上記以外の区域においても効率化を行う場合があります。

<災害査定の効率化>

○書面による査定上限額の引き上げにより査定に要する時間や人員を大幅に縮減

- ・書面による査定上限額を通常300万円未満から以下のとおり引き上げる。

(水管理・国土保全局所管施設) 神奈川県：1,500万円以下、静岡県：3,000万円以下
愛知県：2,000万円以下

○設計図書の簡素化により早期の災害査定を実施

- ・既存地図や航空写真、代表断面図を活用することで、測量・作図作業等を縮減する。
- ・土砂崩落等により被災箇所へ近寄れない現場に対し、航空写真等を用いることで、調査に要する時間を縮減する。

問合せ先

水管理・国土保全局 防災課 堀内 (内線35752)、小杉 (内線35773)
電話 代表:03-5253-8111、直通:03-5253-8458 FAX 03-5253-1607